

燃料電池商用車燃料費支援事業費補助金交付要領

制定 令和7年4月1日

燃料電池商用車燃料費支援事業費補助金の交付については、燃料電池商用車燃料費支援事業費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

第1 補助の対象及び補助額

- (1) 要綱第3別表の別に定める軽油実勢価格相当価格とは、燃料1kgあたり1,000円とする。
- (2) 要綱第3別表の別に定める額とは、燃料1kgあたり200円とする。

第2 交付の申請

- (1) 要綱第5(1)エのその他必要と認める書類として次の書類を提出する。
 - ア 県補助金における交付決定通知書の写し
 - イ 別表に掲げる申請者の組織が確認できる資料

第3 変更の承認申請

- (1) 要綱第7エのその他必要と認める書類として次の書類を提出する。
 - ア 補助対象経費の積算根拠となる資料

第4 実績報告

- (1) 要綱第8(1)エのその他必要と認める書類として次の書類を提出する。
 - ア 補助対象経費の支払等を証する書類の写し
 - イ 道路運送車両法第60条第1項の規定により交付される自動車検査証の写し
 - ウ その他補助額の根拠書類と知事が認めるもの

第5 その他の指示事項等

- (1) 燃料充填実績報告（要領様式第1号）を作成し、これを四半期単位で、当該月の翌月の末日までに知事に提出すること。ただし、最終四半期については実績の際に提出すること。
- (2) 知事が補助事業に係る燃料電池商用車の運用に関する報告を求める場合は、速やかに対応すること。
- (3) 燃料電池商用車の普及促進に関して協力すること。

附 則

この要領は、令和7年度分の補助金から適用する。

別表

申請者の組織が確認できる資料
(1) 登記簿謄本又は現在事項（又は履歴事項）全部証明書の写し（発行から3ヶ月以内のもの）
(2) 財務諸表（直近2ヶ年分）